

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成29年9月21日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした同年4月28日以降失業等給付を支給する旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年3月31日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、同年4月21日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格決定を求めた。安定所長は、受給資格決定に必要な書類が不足していたことから、受給資格仮決定を行った。
- 2 請求人は、平成29年4月28日、安定所に出頭し、失業等給付が同日以降に支給されることについて、不服を申し立てた。
- 3 安定所長は、平成29年9月21日、請求人の受給資格決定に必要な書類が整ったことから、請求人の受給資格決定日を同年4月21日とし、同月28日以降失業等給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 本件は、請求人が、離職後直ちに安定所に出頭することなく、実際に出頭したのが平成29年4月21日になり、その分失業等給付の受給開始が遅れたのは、安定所長の説明不足が原因であって、本件処分は不当であると主張し、同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月21日付けでこれを棄却する旨の決定したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成29年9月21日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、安定所長が、平成29年3月の時点で、請求人が雇用保険を受給する予定であることを認識していたにもかかわらず受給開始日について説明していなかったため、基本手当及び技能習得手当（受講手当及び通所手当をいう。）の受給開始が遅れたのであって、受給資格の決定は、平成29年4月21日ではなく、請求人の受講した公共職業訓練の開始日である同月2日又は請求人に係る離職票が事業所から安定所に提出された同月10日とすべきである旨を主張するので、以下検討する。

(2) 法第15条は、基本手当は、受給資格者が失業していることについての認定を受けた日について支給する旨を、法第36条は、技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間について支給する旨を、それぞれ規定している。

したがって、基本手当及び技能習得手当は、受給資格の決定を受けた者に対して支給されるものである。

(3) ここで、受給資格とは、法第13条第1項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいい、したがって受給資格の決定とは、安定所長が、離職票を提出した者について、被保険者資格を喪失したこと、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態であること及び算定対象期間に被保険者期間が通算して、原則、12か月以上あることという基本手当を受給するための要件を満たしていることを認定することをいう。

また、受給資格の決定を求める者は、雇用保険法施行規則第19条の規定に基づき、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票に運転免許証その他の本人確認書類

を添えて提出しなければならないとされている。

- (4) そうすると、基本手当及び技能習得手当を受給するためには、受給資格の決定を受ける必要があり、そのためには安定所に出頭しなければならないことは、法令の定めるところであるから、結局、請求人の受給資格決定日は、離職後、請求人が初めて安定所に出頭した平成29年4月21日とするほかない。請求人は、受給開始日等について安定所長から説明がなかったと主張するが、法の不知等によって、結論が左右されるものではない。
- (5) なお、請求人は、安定所に出頭するのが遅くなったことが、法第15条第4項第3号(公共職業訓練を受けるために公共職業安定所に出頭できなかったとき。)又は第4号(天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかったとき。)に該当するとも主張するが、当該条項は、安定所長が指定した失業認定日に出頭することができないことにつき、やむを得ない理由を判断するものであり、受給資格の決定のための安定所への出頭について適用されるものではなく、請求人の主張を採用することはできない。
- (6) したがって、請求人について、受給資格決定日を平成29年4月21日とした安定所長の処分は、相当である。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日